

議案第47号

訴えの提起の件

次のとおり訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月5日提出

摂津市長 森 山 一 正

1 事件名

水路敷明渡請求事件

2 提訴の相手方

大阪市西区九条一丁目27番2号
ユー・エイ・プランニング株式会社
代表取締役 上田 慎太郎

3 提訴の対象物件

摂津市鳥飼野々一丁目31番地内 水路敷

4 提訴の趣旨

- (1) 相手方に対し、本市の管理している水路敷（以下「本件水路敷」という。）を明け渡し、原状回復するよう求める。
- (2) 訴訟費用は、相手方の負担とする旨の判決を求める。

5 提訴の理由

- (1) 本市は、隣接土地の所有者である相手方に対し、これまで本件水路敷の不法占用について是正を求めてきた。しかし、相手方は、本件水路敷の土地については自社の所有地であると主張し、聞き入れることがなかった。

- (2) そのような中、令和2年5月、相手方の所有する隣接土地において駐車場整備が行われた。その際、本件水路敷が隣接している旨を本市職員が現地で説明を行ったにもかかわらず、本件水路敷を取り込んで駐車場整備がなされた。
- (3) 当該水路は、周辺土地の雨水排水機能も有していたため、駐車場整備後は、周辺の民有地において浸水が発生している状況である。このようなことから、本市は相手方に対し、令和4年6月21日付けで本件水路敷の不法占用物の除却及び原状回復を求める文書を送付した。そして、同年7月7日には、本市顧問弁護士からも同様の文書の送付を行った。
- (4) 現時点においても、相手方から本件水路敷の明渡し及び原状回復に応じる意向が示されていないことから、訴えを提起するものである。

6 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟を遂行する。
- (2) 訴訟において請求が容認されないときは、上訴するものとする。
- (3) 相手方から本市の請求に応じる旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。

7 裁判所

大阪地方裁判所